

新書紹介

日本の地方自治

辻 清明 著

岩波書店 新書版 二二〇頁 二二〇円

わが国の地方自治は、住民自らのものとして育てられたのではなく、「国家統御ノ実ヲ挙ケル」手段として形成されてきた。そのことが、日本国民の事大主義と結びついて、とかく国家に関連する価値を優位におき、非国家的領域すなわち社会に関連する価値を二次的に扱う価値観を醸成し、その少なからぬ影響により、住民の地方自治に対する無関心をもたらしたといえよう。特に、都市の住民は、全国から集まった個人の寄り合い世帯で構成されているだけに、地域に対する関心が希薄で、その無関心は特筆されていた。

ところが、今や、無関心どころではない。環境破壊、公害、交通渋滞、住宅難等各種の都市問題と対決する形で、大都市をはじめ全国各地で住民運動が頻発している。

こうした現象を、地方自治体は、いったいどう受け止めたらよいのだろうか。ややもすると、やっかい者扱いをしがちであったが、著者は、私たちの目の前に生じている数々の住民運動には、憲法が保障する自治の理念と地方の現実を架橋する主体としてのイメージが現われつつある……と示唆している。そして、これは、住民自身のイニシアチブにより、シヴィル・

ミニマムや住むに値する生活環境の問題を問い直そうとするものであると高く評価している点が注目される。

ここで、地方自治の理念とはなにかという問題になるが、こうした問題を探究する場合に、一応の基準となる地方自治の機能について、著者は次の三点を挙げている。

第一に「抑制の機能」である。これは、国と地方団体との間に統階制（ハイアラーキー）の關係が成立することを否定する原理である。第二は、「媒介の機能」である。これは、地方の安定と繁栄が、同時に国家の安定と繁栄をもたらすという関係である。第三は、「参加の機能」である。これは、参加をする主体が、自発的な協力、役割の分担、共通の利害の享受、決定に対する共同責任等を前提条件として、地方団体の意思決定と実施の諸々の過程になんらかの方法で、市民ないし住民が、その意思を反映させる活動をいう。以上の三点が、日本における民主政治の形成に必要な基盤として憲法が定めた地方自治の本

来の機能であるとして、本著はこの三つの機能との対比において、日本の地方自治の特色を、歴史的、制度的、政治文化的等の面から考察している。そのなかから浮び上がった事実には、現在、日本の地方自治が大きい転換期に当面している……。

それは、強靱な後見の地方自治観に対して、新しい自立的自治観の挑戦が始まっている時代の動きであるという。そして、その方向は、あくまで「主役は住民」という共通認識を基軸として決めるべきだと指摘している。

本著は、著者が講義をおこなった際の手稿に補筆をしたものであり、文章が明快に書かれ、分り易く読み易い。論旨を進めるにあたっては、多くの文献を引用し、貴重な資料を、しかも豊富に織り込んでいたので、教科書ではみられなかった地方自治に関する新しい知識を随所で発見できるはずだ。この意味で、地方自治体のベテラン職員にも、これから学ぼうという方にも一読をお勧めしたい。きっと興味深く読むことができ、地方自治を考える場合のたたき台と

して、格好のものとなろう。ただ、マスコミでセンセーションナリにとり上げられるような問題についても、終始淡々と述べられていたので、読者によっては、多少の物足りなさを感ずるかも知れない。

住民が主役であれば、自治体の行政も住民の手の届くものでありたい。本市の区は、人口、規模等において、他の中小都市に匹敵するものである。それなのに、住民からの要望や意見に対して、「市単位」で考えているものが多すぎると、市行政が住民に身近なものとならない。住民にとって一番身近なのは区であり、「区単位」の考え方が必要である。この意味で、各局・区が、各区の区民会議に対応し、住民に身近でわかり易い「区単位」の資料を整備しつつあることは注目される。また、この過程で、市単位、区単位、いずれの単位で考えるべきかという問題が、もっと洗い直されるかどうかについても注目していきたい。

〈港南福祉事務所

庶務係長 高橋重雄〉